

規 則

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第91号

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県道路占用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「施行について」を「規定に基づき、条例の施行に関し」に改める。

第 2 条中「により」を「に基づき」に、「同条第 1 号から第 4 号まで」を「同条第 1 号から第 4 号までのいずれか」に改める。

第 3 条第 1 項中「により」を「に基づき」に改め、同条第 2 項中「に規定するところ」を「の規定」に、「別に」を「知事が別に」に改め、同条第 3 項中「の単位を日」を「を日額」に、「又は」を「又は」に改める。

別表第 1 の(3)の表中「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第 1 項」に、「同法」を「同項」に、「電気事業法（昭和39年法律第170号）」を「電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第17号」に改め、「ただし、」を削り、

「 9 アーチ（商店街振興組合等（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。）が、県又は市町村の補助等を受けて設置するものに限る。）

を

「 9 アーチ（商店街振興組合等（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第 2 条第 1 項の商店街振興組合又は商店街振興組合連合会をいう。）が、県又は市町村の補助等を受けて設置するものに限る。）

10 昭和62年 4 月 1 日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下この表において同じ。）

11 四国地区無電柱化協議会において策定された基本構想に基づき、都市の再開発等に併せて総合的な都市づくりの一環として先行的に地中化を行う地域において地中化する場合に設置する物件で、昭和62年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間に、電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

12 令和 7 年 4 月 1 日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

に改める。

別表第 2 中「電気通信事業者」を「電気通信事業者（電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電

気通信事業者をいう。）」に、

- 「
- 5(1) 昭和62年4月1日以降、道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）
 - (2) 四国地区電線類地中化協議会において策定された基本構想に基づき、都市の再開発等に併せて総合的な都市造りの一環として先行的に地中化を行う地域において地中化する場合に設置する物件で、昭和62年4月1日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用の許可を受けて地中に設けた、又は設ける電線類（地下電線その他地下に設ける線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件
 - 6 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局
 - 7 平成8年4月1日前に占用の許可を受けている物件で、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年高知県条例第15号）による改正後の条例の規定により従前より占用料が増額となるもの
- 」

を

- 「
- 5 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局
 - 6 平成8年4月1日前に占用の許可を受けている物件で、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成8年高知県条例第15号）による改正後の条例の規定により従前より占用料が増額となるもの
 - 7 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
- 」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する
規則